

# 静岡県立藤枝西高等学校同窓会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は静岡県立藤枝西高等学校同窓会という。
- 第2条 本会の事務所は静岡県立藤枝西高等学校内に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会等会議の開催
  2. 同窓会員名簿の取り扱い業務
  3. 母校の後援に関する事業
  4. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

- 第5条 本会は次の会員を以って組織する。
1. 会員 \*学校組合立志太実科高等女学校卒業生  
\*静岡県立藤枝高等女学校卒業生（高女5年卒業生・高女4年卒業生・併設  
中学卒業生・高校1年修了生）  
\*静岡県立藤枝高等学校卒業生（静岡県立志太高等学校と統合）  
\*静岡県立藤枝西高等学校卒業生
  2. 客員 母校の旧職員・現職員

## 第4章 会議

- 第6条 本会に次の会を置く。
1. 総会
  2. 常任委員会
  3. 各期委員会
- 第7条 総会は本会の最高議決機関で、会長はこれを招集し原則として3年に1回開催する。  
但し、総会は各期委員の合同会議を以て代えることが出来る。また委員会で必要と認めた時は臨時総会を開くことが出来る。
- 第8条 総会は次の事項を行う。
1. 規約改正の決議
  2. 常任委員会で推薦された会長、副会長の承認
  3. 予算、決算の承認
  4. 委員会の決定事項、処理事項の承認
  5. その他、本会運営上必要と認める事項の決議
- 第9条 常任委員会は必要に応じて会長が召集し、その機能は次の通りである。
1. 会長、副会長の推薦
  2. 総会、各期委員会提出議案の作成
  3. 緊急事項の処理
  4. 各種原案の企画立案
  5. 本会常務の処理

第10条 各期委員会は次期総会までの代議機関で、必要に応じて開催し協議に参加する。会長、副会長、常任委員、各期委員を以て構成する。

第11条 会議事項の決議はすべて出席会員の過半数を以て決定する。

## 第5章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 常任委員 8名（会計、書記含）
4. 会計監査 2名
5. 各期委員 各期毎に5名以内

第13条 役員を選任は下記による。

1. 会長、副会長は委員会に於いて選出し、総会の承認を得てこれを決定する。
2. 常任委員、監査役は会長が委嘱する。
3. 各期委員は各期会員によって推薦され、会長が承認する。

第14条 1. 会長は本会を代表し、総会及び常任委員会・各期委員会を招集し、その議長を務め会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

3. 会計は全ての収支を正確に記帳し金銭の出納に当り、総会に於いて会計報告をする。

4. 書記は総会、委員会の全ての会議の正確な記録を取り、総会に於いて会務の報告をする。

5. 監査は本会の財産及び会計の監査に当たる。

第15条 常任委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。欠員が生じた場合は補充し、その任期は残任期間とする。

第16条 本会は母校現校長を推して顧問とする。顧問は本会の諮問に応ずる。

第17条 本会は相談役（若干名）を置くことが出来る。

## 第6章 会計

第18条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の雑収入を以てこれに充てる。

第19条 会員は母校卒業時に会費（終身会費）を納めるものとする。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 附則

・本会は下記の帳簿を備える。

1. 会員名簿 2. 会計簿 3. 記録簿 4. その他必要な帳簿

・会員は住所氏名等を変更した時は、その都度その旨を本会もしくは各期委員に通知する。

・本規約は平成15年12月1日から施行する。

・本規約は平成17年7月1日から施行する。

・本規約は平成21年7月4日から施行する。